

平成25年6月1日制定  
平成27年8月6日改定

# 一般社団法人次世代センサ協議会 「社会インフラ・モニタリングシステム研究会」規則

(本規則は、一般社団法人次世代センサ協議会細則第5条に基づき制定)

## 第1章 総則

### 第1条(名称、組織)

本会は一般社団法人次世代センサ協議会「社会インフラ・モニタリングシステム研究会」と称する。

2. 本会は一般社団法人次世代センサ協議会(以下、本部という)運営委員会の下部組織として位置づけられ、会員制とし、本部とは独立して事業を行う。

## 第2章 目的および事業

### 第2条(目的)

本会は実用的なモニタリングシステムに関する技術調査、市場調査、研究、開発などの活動を通じて、新産業創成と、社会インフラの維持管理に寄与することを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① モニタリングシステム普及のための課題調査
- ② モニタリングシステム実用化に向けての技術研究、開発支援
- ③ モニタリングシステム市場の事業展望と課題研究
- ④ モニタリングシステムの普及、啓発活動
- ⑤ その他、目的を達成するための必要事業

## 第3章 研究会員

### 第4条(会員の種類、入退会)

本会は会の目的および事業の遂行に協力する法人研究会員と、本会の実務を分担する個人研究会員を以って構成する。

2. 研究会員の入退会は幹事会の承認によるものとする。

## 第4章 役員・顧問

### 第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

代表 1名  
本部委員 若干名  
委員 若干名

2. 代表、本部委員は運営委員会によって委嘱される。

3. 委員は法人研究会員の代表者または専門部会リーダー、サブリーダーの中から選任され、代表が委嘱する。委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

### 第6条(役員の任務)

代表は本会を代表し、会務を統括する。

2. 本部委員は事務局を構成し、事務局業務(企画、会計、渉外、部会運営等)を分担し、処理する。

3. 委員は幹事会に出席し、会務および提案事項に対して審議に参加する。

### 第7条(顧問)

本会はアドバイザーボードとして知見の高い研究者、有識者を顧問とし、助言を受けることができる。顧問は幹事会の推薦により代表が委嘱する。

## 第5章 会議

### 第8条(定例会、幹事会)

本会の会議、及び会議事項は下記の通りとする。

1. 定例会は役員、および法人研究会員代表で構成し、次の事項を実施する。議決する場合は構成出席者の過半数で決する。

- ① 事業計画案、予算案、事業報告案、予算執行状況の審議
- ② 本会規定の制定、変更に関する審議と議決
- ③ 本会が受信した外部情報報告
- ④ 専門部会等の活動報告と意見交換
- ⑤ 研究会員相互の情報交流
- ⑥ 講座、情報交流会、見学会の開催

- ⑦ 研究会員による発表、企業紹介
2. 幹事会は役員が出席し、下記事項を審議、決定する。また、議題によっては法人研究会員代表も出席し意見を述べることができる。
- ① 事業報告案、決算案、事業計画案、予算案
  - ② 本会の部会活動状況、予算執行状況に関する調整
  - ③ 本会の内規、その他会務の重要事項

## 第6章 専門部会、ワーキンググループほか

### 第9条(専門部会、ワーキンググループほか)

- 本会には事業を円滑に遂行するため専門部会を設けることができる。
2. 本会には短期間に特定課題を解決するため、ワーキンググループを設けることができる。
  3. 法人会員は専門部会、ワーキンググループ等の活動に積極的に委員を派遣しなければならない。

### 第10条(課題勉強会、ワークショップ)

- 本会は新技術、新事業環境等の課題に対し、情報を共有・検討するため課題勉強会、またはワークショップを設けることができる。
2. 課題勉強会、ワークショップで得た情報は当事者間情報として留める。

### 第11条(プロジェクト)

本会は特別な事業や受託事業に対応するため、必要に応じてプロジェクトを設けることができる。

## 第7章 知的財産権

### 第12条(知的財産権財産)

本会の活動において共同出願する発明が発生した場合は、当事者間にて円満に処置するものとする。

### 第13条(秘密情報保持)

本会において、または専門部会やプロジェクトにおいて、研究会員より申し入れのある秘密情報は、第三者に漏えい、または開示してはならない。  
場合によっては個別物件ごとに本会と法人研究会員間で秘密保持契約を締結することがある。

### 第14条(情報管理)

本会に関連して生じる情報は、公開情報、内部共有情報、当事者間情報に分類され、情報ごとに適切に管理しなければならない。

## 第8章 計算

### 第15条(収入・支出)

本会の収入は次の各項から成り、これを以って本会の目的遂行に要する費用を支弁する。

- ① 当研究会員年会費収入および前年度研究会繰越金
  - ② 事業収入
  - ③ 補助金、寄付金その他雑収入
2. 本会の計算は本部監事により、監査され、本部計算に組み入れられる。

### 第16条(年会費)

法人研究会員の年会費は下記とする。

次世代センサ協議会会員	；	80,000 円
非次世代センサ協議会会員	；	150,000 円
個人研究会員	：	無料（ただし次世代センサ協議会個人会員であり、かつ本会が委託する特定の実務を分担すること）

### 第17条(事業年度)

本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

## 第10章 雑則

### 第18条(規則の変更)

この規則は定例会で決議の後、運営委員会の承認を経なければ変更することができない。

### 第19条(内規)

本規則の執行にあたって必要な内規は、幹事会で審議、議決し、会員に通知する。

## 付 則

本規則(改定)は平成25年6月1日より実施する